

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇、なくその差別！

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

# 今年も労契法20条 裁判をともに闘う

## 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 3619  
16年1月15日(金)  
・Fax 095-828-1953

おはようございます。

年賀状の発売期間も終了し、郵便関係では11月中旬のマイナンバー郵便から続いていた繁忙期もようやく終了しました。この繁忙期が大きな事故もなく乗り切れたのは中央郵便局で働く全社員のがんばりに尽きるとおもいます。

特に、年賀状区分けが始まってからは、10日以上連続勤務や、正月三日間休み無しの社員も多数いたと思います。大変お疲れ様でした。

その、年末年始の勤務指定ですが、正社員、非正規社員関係なく（連続勤務や、正月三日間休み無しが）指定されています。しかし手当関係で言うと、正社員と非正規社員では大きく差別をされています。

元々、郵便局が民営化される前は、公務員だった



め、12月29日から1月3日まででは休日扱いでした（勤務した場合は代替休暇や休日買い上げ措置）。民営化以降、この取り扱いが変更になり、三日間の冬季休暇の付与と、年末年始手当の支給に変わりました。しかし、これは正社員のみで（短時間社員も含む）期間雇用の非正規社員には適用されていません。

正社員には年末年始6日間勤務すれば、27000円の手当が支給されます（12月29日、31日は4000円、1月1日、3日は5000円）。また、正月3日間は祝日扱い（期間社員は1月1日のみ）です。同じ勤務指定（符合の違い有り）で勤務しても実際支給される手当にはこれだけ格差があるので。

同じ仕事をし、ミスをすれば同じように処分されるのに雇用形態の違いだけで、手当てなどで差別される。国家プロジェクトであるマイナンバー郵便物の配達でも、正社員と同じ責任を負わされ、ミスをすればマスコミ等で報道されました。

1月下旬に正社員（一般職）登用の合格発表があります。昨年、一昨年の合格者数は集配部で数名でした。今年もおそらくそれに近い数字でしょう。

一般職の導入時に会社が示した将来の社員区分の分布図では、非正規の比率は今とほとんど変わっていません。つまり、地域基幹職社員の退職を一般職で補うだけで、部内試験で一般職を大量に採用して正社員比率を上げようという考えはありません。



そう考えると、非正規社員のほとんどは正社員と差別されたまま退職を迎える事になります。

今、我々郵政ユニオンがたたかっている労働契約法20条裁判では、この年末年始手当を含めた各種手当・休暇の格差是正を求めて提訴しています。九州には原告がないため、この20条裁判が浸透してない部分もありますが、この裁判に勝利すれば正規、非正規の格差是正が見えてきます。また、この裁判で勝利すれば、日本が抱える非正規社会問題にミスを入れることもできます。

我々郵政ユニオンは今年も20条裁判を支援し、勝利するため非正規社員と共にたたかっています。

### 県労連・春闘共闘会議 旗開きに参加しました

1月8日(金) 18時30分より、勤労福祉会館で春闘共闘会議の旗開きが開催され、郵政ユニオン中郵支部からも若手を含む6名が参加しました。

2012年、郵産労と郵政ユニオンが組織統一を果たしてから、中郵支部もこの旗開きに参加するようになりまし。県労連には、一昨年正式に加盟し、今回が4回目の参加と

なりました。

歓談中行なわれた各組合の紹介では、山田書記長が参加者の紹介を行い、最後に高口支部長が「今年一年、少数ながらも協力して頑張つていきます」と挨拶をしました。

最後は中里議長の団結ファンパローで閉会しました。

#### 今後の日程

- 1月24日(日)、九州地方委員会(長崎)
- 1月30日(土) 31日(日) ユニオン中央委員会(東京)



期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。  
1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。